

# 景観形成基準（景観形成重点地区以外）

項目	地域	くらし風景地域	自然共生風景地域	みなと風景地域	
建築物	配置	・道路沿道の景観形成のため、周囲のまちなみに配慮した配置とすること。		・できるだけ多くの空地を確保してゆとりある敷地利用とすること。	
	形態・意匠	<ul style="list-style-type: none"> <li>・屋根、壁面、開口部などの意匠の工夫により、周辺との調和を図ること。</li> <li>・壁面や屋根は、単調さや圧迫感を与えないため、アクセント（変化）をつけるなど工夫すること。</li> <li>・側面及び背面の形態や意匠についても、周辺との調和に配慮すること。</li> <li>・歴史的意匠を持つ建築物が隣接する場合は、周囲の建物との調和に努めること。</li> <li>・商店街では賑わいに配慮したデザインとすること。また、閉店時の景観形成にも努めること。</li> </ul>	・周囲の建物や自然との調和に努めること。		
	材料	<ul style="list-style-type: none"> <li>・周囲の建物で使用されている材料の使用に努めること。</li> <li>・時間経過による退色、損傷、汚れに耐え得る材料を使用すること。※自然素材をそのまま使用する場合は適用しない。</li> </ul>			
	色彩	<ul style="list-style-type: none"> <li>・各立面積の10分の1以上の部分においては、マンセル表色系による次の色彩の範囲から選定して使用すること。</li> <li>※自然素材を着色せずに使用する場合は、別表の色彩基準は適用しない。</li> </ul>			
		<ul style="list-style-type: none"> <li>・R（赤）及びYR（橙）の色相は、彩度6以下</li> <li>・Y（黄）の色相は、彩度4以下</li> <li>・上記以外の色相は、彩度2以下</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・R（赤） YR（橙）及びY（黄色）の色相は、彩度4以下</li> <li>・上記以外の色相は、彩度2以下</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・R（赤）及びYR（橙）の色相は、彩度6以下</li> <li>・Y（黄）の色相は、彩度4以下</li> <li>・上記以外の色相は、彩度2以下</li> </ul>	
		<ul style="list-style-type: none"> <li>・彩度・明度の高い色の使用は避けること。</li> <li>・アクセントカラー（主要な色を補完するために使う色）の使用に際しては、使用する色彩相互の調和やバランスに配慮すること。</li> <li>・周囲のまちなみに調和した色彩に努めること。</li> </ul>			
	建築設備 附帯施設	<ul style="list-style-type: none"> <li>・車庫や物置などの附属物や非常階段、配管設備は、建築物と調和を図ること。</li> <li>・屋外設備、屋上設備は、道路から見えない位置に設置すること。やむを得ず設置する場合は、建築物と一体的なデザインの壁や格子状のもので覆うなど、目立たない配慮をすること。</li> </ul>			
	外構・緑化	<ul style="list-style-type: none"> <li>・門、塀などは建築物やまちなみとの調和を図ること。高いブロック塀の設置は避け、生垣や緑化されたさく又は塀の設置に努めること。</li> <li>・道路境界付近や建物周りを中心に、緑化に努めること。</li> <li>・駐車場として利用する場合は、植栽や垣又はさくによりまちなみの連続性に努めること。</li> <li>・地域の植生にあった緑化に努めること。</li> </ul>			
		<ul style="list-style-type: none"> <li>・既存の樹木などは保全、活用に努めること。</li> <li>・周辺から壁面線などが大きく後退したり、空地的に利用する場合は、門や塀、植栽などの設置により、まちなみの連続性に配慮すること。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・使用する色彩は少なくすること</li> </ul>		<ul style="list-style-type: none"> <li>・多くの緑地空間を確保するとともに、道路に面した部分は多くの植栽を施すこと。</li> </ul>
	工作物	配置	・道路沿道の景観形成のため、周囲のまちなみに配慮した配置とすること。		
形態・意匠		<ul style="list-style-type: none"> <li>・意匠の工夫により、周辺との調和を図ること。</li> <li>・側面及び背面の形態や意匠についても、周辺との調和に配慮すること。</li> <li>・種類及び用途に応じて集約化に努めること。</li> </ul>			
		<ul style="list-style-type: none"> <li>・歴史的意匠を持つ建築物が隣接する場合は、周囲の建物との調和に努めること。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・周囲の建物や自然との調和に努めること。</li> </ul>		
材料		・時間経過による退色、損傷、汚れに耐え得る材料を使用すること。※自然素材をそのまま使用する場合は適用しない。			
色彩		※建築物と同じ。			
附帯施設	・工作物と一体的なデザインに努めること。				
開発行為	擁壁	・材料、表面処理の工夫、緑化などにより周辺との調和に努めること。			
	既存樹木	・敷地内にある良好な景観を形成している樹木などは、保全・活用に努めること。			
屋外広告物	<ul style="list-style-type: none"> <li>・掲出する広告物は必要最低限とし、効率的に設置すること。</li> <li>・まちなみに配慮したデザインに工夫すること。</li> </ul>				
	<ul style="list-style-type: none"> <li>・住宅地においては、点滅式の電飾看板や反射材は使用しないこと。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・点滅式の電飾看板や反射板は使用しないこと。</li> </ul>			